

諮問実施機関：熊本県公安委員会

諮問日：平成31年（2019年）3月8日（諮問第26号）

答申日：令和元年（2019年）9月24日（答申個第21号）

事案名：開示請求者が警察官から話を聞かれた事案に関し、警察官が開示請求者及び学校長から話を聞いた際に作成した相談等カードに記載されている開示請求者の個人情報の部分開示決定に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、開示請求者が警察官から話を聞かれた事案に関し、警察官が開示請求者及び学校長から話を聞いた際に作成した相談等カードに記載されている開示請求者の個人情報について、平成30年（2018年）11月30日に行った部分開示決定は妥当である。

### 第2 諮問に至る経緯

- 1 平成30年（2018年）11月21日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、「〇〇警察署において〇〇（本人）が平成〇〇年〇〇月〇〇日と平成〇〇年〇〇月〇〇日に面談した相談記録と、それに係る病院学校等から本人について知り得た自己情報のすべて」という内容の自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成30年（2018年）11月30日、実施機関は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日及び平成〇〇年〇〇月〇〇日、開示請求者が〇〇警察署の警察官から話を聞かれた際に作成された行政文書及びその事案に関し〇〇警察署の警察官が学校長から話を聞いた際に作成した行政文書（相談等カード（継続対応））」（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報を、本件開示請求の対象となる情報（以下「本件対象情報」という。）として特定し、そのうち、次の情報について、条例第16条第3号、第5号又は第8号の規定に該当することを理由として不開示とし、その他の部分を開示するという部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
  - （1）警部補以下の階級にある警察官の「印影」及び「氏名」
  - （2）「警電」欄
  - （3）平成〇〇年〇〇月〇〇日対応分2枚目の一部
- 3 平成30年（2018年）12月28日、審査請求人は、行政不服審査法（平成2

6年法律第68号)第2条の規定に基づき、熊本県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。

4 平成31年(2019年)3月8日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、熊本県個人情報保護審査会に諮問を行った。

5 平成31年(2019年)4月1日、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の施行に伴い、上記4の諮問について、同条例附則第2項の規定に基づき、当審議会に諮問があったものとみなし、当審議会において調査審議を行うこととなった。

### 第3 審査請求人及びその法定代理人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び法定代理人による口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書及び反論書

ア 本件部分開示決定において不開示とされた部分は、公共に支障を及ぼさない情報であり、条例第16条第5号に該当しない。また、事務に支障を及ぼさない情報であり、同条第8号にも該当しない。

イ 熊本県警察本部長は、「相談等カード」平成〇〇年〇〇月〇〇日対応分2枚目の一部について、条例第16条第5号及び第8号を理由に不開示としているが、学校と警察の信頼関係や連携等が崩れる等の理由があれば、被害者感情からいけばいかなる時も初動から正当な調査や捜査が出来ないのではないかと推察する。また、不開示部分には母親の言動箇所も含まれており、ここを不開示とした明確な理由も不明である。

個人の尊厳を守り基本的人権を尊重する立場から公開を原則とする情報公開制度の下において、私達には知る権利がある。

ウ 平成〇〇年〇〇月〇〇日の相談等カードには、「〇〇中学校〇〇校長が来署したことから」との記載がある。校長本人が自ら来署したということであれば、弁明書にもあるように、自己の有利な内容に供述を変える等の対抗措置を講じるなど真の供述が得られず、真相の解明が困難となるおそれがある。

警察はその職務においていかなる時も公平公正に対処するべきであり、条例第16条第5号を根拠に不開示とした決定は妥当ではない。

##### (2) 法定代理人による口頭意見陳述

ア たとえ警察と学校の信頼関係が悪化したとしても、そこはきちんと線を引くべきである。それをしなければ、私達一般国民と警察との信頼関係が崩れることに

なる。

イ 実母への行動、発言に関する部分を開示しないことにより、本人及び実母の正当な利益を害するおそれがあると判断するのが正論ではないか。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 警部補以下の階級にある警察官の「印影」及び「氏名」について

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名は、条例第16条第3号ウにより開示することとされているが、警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にすることにより、私生活等に影響を及ぼすおそれが高いことから同条第3号ウの括弧書きにより不開示としている。

ただし、同条第3号アにより、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている場合には、開示の対象とされている。本県警察においては、「氏名を慣行として公にしている」警察職員の範囲を、定期人事異動の際に氏名を公表している階級等が警部又は同相当職以上の警察職員としているが、本件で不開示としたのは、警部補以下の警察官の印影及び氏名である。

##### 2 警電欄について

警電とは警察組織内の連絡用として設置された警察電話のことであり、当該不開示部分には、この警察電話の番号が記載されている。

警察業務は、他の行政事務と異なり、検挙や規制を行うことを主としていることから、被疑者や関係者からの反発や反感を招くおそれがある。このため、当該警察電話番号を開示した場合、当該番号を使用する職員を特定した脅迫、誹謗中傷、事務妨害等を目的とする架電等により、通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第8号に該当するとして不開示とした。

##### 3 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け本件行政文書の2枚目の一部について

当該不開示部分には、請求人の相談に基づき、請求人が通っていた中学校の校長から聴取した内容が記載されている。これを開示すれば、警察がどのような情報を収集しているか等、初期段階における捜査の着眼点、方針等が明らかとなる。そうすると、関係者等は、自己の有利な内容に供述を変える等の対抗措置を講じるなど、真の供述が得られず、真相の解明が困難となるおそれがある。このため、捜査活動に支障が生じ、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあるため、条例第16条第5号に該当する。

また、当該不開示部分には、学校と警察との信頼関係や連携に基づき、校長が警察に対し情報提供した内容等が記載されている。これを開示すれば、その信頼関係が損なわれ、学校側の率直な意見を聴取する等の情報提供をはじめとした協力が得られな

くなり、少年の健全育成を図る各種警察活動の目的が達成できず、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第8号に該当する。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人及びその法定代理人の主張内容並びに実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件対象情報について

本件対象情報は、審査請求人の母親が審査請求人の受けたいじめについて警察に相談した事案に関して作成された相談等カード（平成〇〇年〇〇月〇〇日、平成〇〇年〇〇月〇〇日及び平成〇〇年〇〇月〇〇日対応分）に記載された情報である。

本件部分開示決定において、実施機関が開示しなかった部分（以下「本件不開示情報」という。）は以下のとおりである。

- (1) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
- (2) 警電欄に記載された警察電話の番号
- (3) 平成〇〇年〇〇月〇〇日対応分2枚目の一部

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影

実施機関は、上記の情報について条例第16条第3号に規定する不開示情報に該当すると主張していることから、同号該当性について検討する。なお、審査請求人及び法定代理人からは、上記の情報を開示すべきと考える理由について、具体的な主張はなされなかった。

#### ① 条例第16条第3号は、不開示情報として次のとおり規定している。

開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（中略）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- ② 条例解釈運用基準によると、条例第16条第3号の趣旨は、開示請求のあった個人情報の中に、開示請求者以外の第三者（個人）に関する情報が含まれている場合において、第三者に関する情報を開示請求者に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、原則として第三者に関する情報は不開示とすることを定めたものとされている。

また、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものについて、ただし書により同号の不開示情報から除くこととしたものであり、ただし書ウの中で「警察職員」が括弧書で除かれているのは、警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員等の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、開示の対象としないこととしたものとされている。

上記の解釈運用について、特段不合理な点はなく、当審議会としても是認できるものである。

- ③ 上記の情報は、警察官の氏名及び印影であり、条例第16条第3号本文に該当する。次に、当該情報が、同号ただし書に該当するか否かを検討する。

(ア) ただし書ア該当性について

実施機関によると、熊本県警察においては「氏名を慣行として公にしている」警察職員の範囲は、定期人事異動の際に氏名を公表している階級等が警部又は同相当職以上の警察職員であり、当該不開示部分は、警部補以下の警察官の氏名及び印影であるとのことであった。

当審議会では本件行政文書を確認したところ、確かに不開示とされているのは警部補以下の警察官の氏名及び印影であり、ただし書アには該当しないと判断される。

(イ) ただし書イ該当性について

上記の情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に当たると判断する特段の理由はないことから、ただし書イには該当しないと判断される。

(ウ) ただし書ウ該当性について

警察職員の氏名は、上記②で述べた理由により、ただし書ウから括弧書にて除かれていることから、ただし書ウには該当しないと判断される。

- ④ したがって、上記の情報は、条例第16条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(2) 警電欄に記載された警察電話の番号

実施機関は、上記の情報について条例第16条第8号に規定する不開示情報に該当すると主張していることから、同号該当性について検討する。なお、審査請求人及び法定代理人からは、上記の情報を開示すべきと考える理由について、具体的な

主張はなされなかった。

① 条例第16条第8号は、不開示情報として次のとおり規定している。

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～オ（略）

② 条例解釈運用基準によると、同号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めたものである。また、同号アからオまでは、各機関共通に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものとされている。

上記の解釈運用について、特段不合理な点はなく、当審議会としても是認できるものである。

③ 上記の情報は、警察組織内の連絡用として設置された警察電話の番号である。実施機関が主張するように、警察業務は、検挙や規制を伴うものであるため、被疑者や関係者からの反発や反感を招くおそれがあり、当該番号を開示した場合、当該番号を使用する職員を対象とした脅迫、誹謗中傷、事務妨害等を目的とする架電等により、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記の情報は、条例第16条第8号に該当し、不開示が妥当である。

(3) 平成〇〇年〇〇月〇〇日対応分2枚目の一部

実施機関は、上記の情報について条例第16条第8号に規定する不開示情報に該当すると主張していることから、同号該当性について検討する。なお、同号の規定及び解釈については、上記(2)①及び②のとおりである。

① 上記の情報は、校長が警察に来署し情報提供した内容の一部である。なお、実施機関に確認したところ、校長が来署したのは、警察が依頼したからとのことであつた。

当審議会において本件行政文書を見分し、実施機関からの説明について検討したところ、上記の情報は、母親に関する記述も含め、当該情報を審査請求人に開示した場合、警察と学校との信頼関係が損なわれ、今後、学校側の率直な意見を聴取することが難しくなったり、情報提供をはじめとした協力が得られなくなったりすることで、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

② 審査請求人は、情報公開制度における知る権利の尊重について主張している。  
知る権利が尊重されるべきことはもちろんであるし、審査請求人が受けたいじめについて、警察に相談した審査請求人本人及びその法定代理人が、当該相談に関して警察が行った中学校校長への聴き取りにおいて校長が話した内容等を知りたいと思う心情は十分に理解できる。

また、上記の情報を開示することが実施機関の主張するように公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでいえるかどうか（条例第16条第5号該当性）については疑問の余地もあるところである。

しかしながら、前記のとおり、審査請求人が求めている警察の中学校校長への聴き取り等に関する上記の情報は、開示することにより警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えざるを得ないものであった。

そうである以上、上記の情報については、条例第16条第8号に該当し、条例にしたがって開示・不開示を決すべき立場である当審議会としては、不開示が妥当と判断するものである。

### 3 結論

以上の理由で、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成31年（2019年）3月8日	・ 諮問（第26号）
令和元年（2019年）5月29日	・ 審議
令和元年（2019年）6月26日	・ 審査請求人の法定代理人による口頭意見陳述、審議
令和元年（2019年）7月24日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和元年（2019年）8月28日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		徳永	達哉
委	員	井寺	美穂
委	員	金澤	裕子
委	員	詫間	幸江